



山形県公報

平成22年11月30日（火）
第2199号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課） ……1215

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課） ……1220
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課） ……1221
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課） …… 同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課） …… 同
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ） …… 同
- 都市計画の変更……………（都市計画課） ……1222
- 同 ……………（ 同 ） …… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………1223
- 政治団体の解散……………1224
- 資金管理団体の指定…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消……………1225

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 5 - 35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の  
一部を改正する規則……………1234

### 公 告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監 査 委 員） …… 同
- あっせん員候補者の公示……………（労働委員会） ……1235

### 正 誤

## 規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員（）」を「職員（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員を除く。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務の<br>級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|
|           | 号 給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |          | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1        | 125,400 | 185,800 | 222,900 | 261,900 |
|           | 2        | 126,400 | 187,600 | 224,800 | 264,000 |
|           | 3        | 127,400 | 189,400 | 226,700 | 266,000 |
|           | 4        | 128,400 | 191,200 | 228,500 | 268,100 |
|           | 5        | 129,200 | 192,800 | 230,200 | 270,200 |
|           | 6        | 130,200 | 194,600 | 232,100 | 272,300 |
|           | 7        | 131,200 | 196,400 | 234,000 | 274,400 |
|           | 8        | 132,300 | 198,200 | 235,800 | 276,500 |
|           | 9        | 133,100 | 200,000 | 237,500 | 278,600 |
|           | 10       | 133,700 | 201,800 | 239,400 | 280,700 |
|           | 11       | 134,300 | 203,600 | 241,200 | 282,800 |
|           | 12       | 134,900 | 205,400 | 243,100 | 284,900 |
|           | 13       | 135,600 | 207,000 | 244,900 | 287,000 |
|           | 14       | 136,700 | 208,900 | 246,800 | 289,100 |
|           | 15       | 137,900 | 210,800 | 248,600 | 291,200 |
|           | 16       | 139,000 | 212,700 | 250,400 | 293,300 |
|           | 17       | 140,100 | 214,600 | 252,200 | 295,400 |
|           | 18       | 141,200 | 216,500 | 254,200 | 297,500 |
|           | 19       | 142,300 | 218,400 | 256,200 | 299,600 |
|           | 20       | 143,400 | 220,300 | 258,200 | 301,700 |
|           | 21       | 144,500 | 222,000 | 260,100 | 303,800 |
|           | 22       | 145,900 | 223,900 | 262,000 | 305,900 |
|           | 23       | 147,200 | 225,800 | 263,900 | 308,000 |
|           | 24       | 148,500 | 227,700 | 265,700 | 310,100 |
|           | 25       | 149,800 | 229,300 | 267,700 | 312,100 |
|           | 26       | 151,300 | 231,100 | 269,600 | 314,200 |
|           | 27       | 152,800 | 232,800 | 271,500 | 316,300 |
|           | 28       | 154,400 | 234,600 | 273,400 | 318,400 |

|   |    |         |         |         |         |
|---|----|---------|---------|---------|---------|
|   | 29 | 155,700 | 236,100 | 275,300 | 320,400 |
|   | 30 | 157,200 | 237,600 | 277,200 | 322,500 |
|   | 31 | 158,700 | 239,100 | 279,100 | 324,600 |
|   | 32 | 160,200 | 240,600 | 281,000 | 326,700 |
|   | 33 | 161,600 | 242,100 | 282,700 | 328,400 |
|   | 34 | 164,300 | 243,600 | 284,600 | 330,400 |
|   | 35 | 166,900 | 245,100 | 286,500 | 332,500 |
|   | 36 | 169,500 | 246,700 | 288,400 | 334,600 |
|   | 37 | 172,200 | 248,000 | 290,100 | 336,500 |
|   | 38 | 173,900 | 249,600 | 291,900 | 338,500 |
|   | 39 | 175,600 | 251,200 | 293,700 | 340,500 |
|   | 40 | 177,300 | 252,800 | 295,500 | 342,500 |
|   | 41 | 178,800 | 254,200 | 297,400 | 344,400 |
|   | 42 | 180,600 | 255,600 | 299,100 | 346,300 |
|   | 43 | 182,400 | 257,000 | 300,800 | 348,200 |
|   | 44 | 184,200 | 258,400 | 302,500 | 350,100 |
|   | 45 | 185,800 | 259,700 | 304,200 | 352,000 |
|   | 46 | 187,300 | 261,100 | 305,900 | 353,600 |
|   | 47 | 188,800 | 262,500 | 307,600 | 355,200 |
|   | 48 | 190,300 | 263,900 | 309,300 | 356,800 |
|   | 49 | 191,600 | 265,200 | 310,600 | 358,500 |
|   | 50 | 192,900 | 266,400 | 312,200 | 359,700 |
|   | 51 | 194,200 | 267,700 | 313,800 | 360,900 |
|   | 52 | 195,500 | 269,000 | 315,400 | 362,000 |
|   | 53 | 196,900 | 270,100 | 317,100 | 363,000 |
|   | 54 | 198,200 | 271,400 | 318,700 | 364,100 |
|   | 55 | 199,500 | 272,700 | 320,300 | 365,100 |
| 再 | 56 | 200,800 | 274,000 | 321,900 | 366,200 |
| 任 | 57 | 202,000 | 275,200 | 323,400 | 367,100 |
|   | 58 | 203,300 | 276,300 | 324,600 | 367,800 |
| 用 | 59 | 204,600 | 277,400 | 325,800 | 368,500 |
|   | 60 | 205,900 | 278,500 | 327,000 | 369,200 |
| 職 | 61 | 207,100 | 279,700 | 328,100 | 369,800 |
| 員 | 62 | 208,200 | 280,700 | 329,100 | 370,500 |
|   | 63 | 209,300 | 281,700 | 330,000 | 371,200 |
| 以 | 64 | 210,400 | 282,700 | 331,000 | 371,900 |
|   | 65 | 211,600 | 283,500 | 331,900 | 372,400 |
| 外 | 66 | 212,600 | 284,400 | 332,700 | 373,100 |
|   | 67 | 213,600 | 285,300 | 333,500 | 373,800 |
| の | 68 | 214,600 | 286,200 | 334,300 | 374,500 |

|        |         |         |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職<br>員 | 69      | 215,400 | 287,200 | 335,200 | 375,000 |
|        | 70      | 216,400 | 288,000 | 335,900 | 375,700 |
|        | 71      | 217,300 | 288,800 | 336,600 | 376,400 |
|        | 72      | 218,300 | 289,600 | 337,300 | 377,100 |
|        | 73      | 219,200 | 290,400 | 337,800 | 377,600 |
|        | 74      | 220,200 | 290,900 | 338,400 | 378,300 |
|        | 75      | 221,200 | 291,400 | 339,000 | 379,000 |
|        | 76      | 222,200 | 291,900 | 339,600 | 379,700 |
|        | 77      | 223,000 | 292,300 | 340,000 | 380,200 |
|        | 78      | 224,000 | 292,700 | 340,500 | 380,800 |
| 79     | 225,000 | 293,100 | 341,000 | 381,400 |         |
| 80     | 226,100 | 293,500 | 341,500 | 382,000 |         |
| 81     | 226,900 | 293,800 | 342,000 | 382,700 |         |
| 82     | 227,700 | 294,200 | 342,500 | 383,300 |         |
| 83     | 228,500 | 294,600 | 343,000 | 383,900 |         |
| 84     | 229,300 | 295,000 | 343,500 | 384,500 |         |
| 85     | 230,100 | 295,300 | 344,000 | 385,100 |         |
| 86     | 230,800 | 295,700 | 344,500 | 385,700 |         |
| 87     | 231,500 | 296,100 | 345,000 | 386,300 |         |
| 88     | 232,200 | 296,500 | 345,500 | 386,900 |         |
| 89     | 233,000 | 296,800 | 345,900 | 387,600 |         |
| 90     | 233,800 | 297,200 | 346,400 | 388,200 |         |
| 91     | 234,600 | 297,600 | 346,900 | 388,800 |         |
| 92     | 235,400 | 298,000 | 347,400 | 389,400 |         |
| 93     | 236,100 | 298,200 | 347,700 | 390,100 |         |
| 94     | 236,800 | 298,600 | 348,200 |         |         |
| 95     | 237,500 | 299,000 | 348,700 |         |         |
| 96     | 238,200 | 299,400 | 349,200 |         |         |
| 97     | 239,000 | 299,600 | 349,500 |         |         |
| 98     | 239,700 | 300,000 | 350,000 |         |         |
| 99     | 240,400 | 300,400 | 350,500 |         |         |
| 100    | 241,100 | 300,800 | 351,000 |         |         |
| 101    | 241,900 | 301,000 | 351,300 |         |         |
| 102    | 242,400 | 301,400 | 351,700 |         |         |
| 103    | 242,900 | 301,800 | 352,100 |         |         |
| 104    | 243,400 | 302,200 | 352,500 |         |         |
| 105    | 243,700 | 302,400 | 353,000 |         |         |
| 106    |         | 302,800 | 353,400 |         |         |
| 107    |         | 303,200 | 353,800 |         |         |

|           |     |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
|           | 108 |         | 303,600 | 354,200 |         |
|           | 109 |         | 303,800 | 354,700 |         |
|           | 110 |         | 304,200 | 355,100 |         |
|           | 111 |         | 304,600 | 355,500 |         |
|           | 112 |         | 305,000 | 355,900 |         |
|           | 113 |         | 305,200 | 356,400 |         |
|           | 114 |         | 305,600 |         |         |
|           | 115 |         | 306,000 |         |         |
|           | 116 |         | 306,400 |         |         |
|           | 117 |         | 306,600 |         |         |
|           | 118 |         | 306,900 |         |         |
|           | 119 |         | 307,200 |         |         |
|           | 120 |         | 307,500 |         |         |
|           | 121 |         | 307,900 |         |         |
|           | 122 |         | 308,200 |         |         |
|           | 123 |         | 308,500 |         |         |
|           | 124 |         | 308,800 |         |         |
|           | 125 |         | 309,200 |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 186,300 | 214,000 | 258,400 | 278,700 |

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

別表第6中 「8,500円」 を 「8,400円」 に改める。

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

|         |         |   |         |       |
|---------|---------|---|---------|-------|
| 附則別表第1中 | 円       | を | 円       | に改める。 |
|         | 357,000 |   | 356,800 |       |
|         | 357,400 |   | 357,200 |       |
|         | 357,800 |   | 357,600 |       |
|         | 358,300 |   | 358,100 |       |
|         | 358,700 |   | 358,500 |       |
|         | 359,100 |   | 358,900 |       |
|         | 359,500 |   | 359,300 |       |
|         | 360,000 |   | 359,800 |       |
|         | 360,400 |   | 360,200 |       |
|         | 360,800 |   | 360,600 |       |
|         | 361,200 |   | 361,000 |       |

361,700

361,500

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 次に掲げる職員以外の職員（技能労務職員に関する規則第10条第1項に規定する非常勤職員を除く。）に対して平成22年12月に支給する期末手当の額については、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。以下「平成22年改正給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員の例による。
  - (1) 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）附則第5項の規定により、同規則の施行の日の前日において受けていた給料月額から同項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額と給料月額との差額に相当する額を給料として支給される職員
  - (2) 適用される職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員

| 職務の級 | 号給            |
|------|---------------|
| 1 級  | 1 号給から105号給まで |
| 2 級  | 1 号給から64号給まで  |
| 3 級  | 1 号給から48号給まで  |
| 4 級  | 1 号給から32号給まで  |

- 3 前項に規定するもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
(平成23年4月1日において43歳に満たない職員に関する読替え)
- 4 第2条第1項の規定によりその例によることとされる平成22年改正給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「最高の号給」とあるのは「最高の号給（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）附則別表第1に規定する技能労務職特例給料表の適用を受ける職員にあっては、当該技能労務職特例給料表の最高の号給）」とする。

## 告 示

## 山形県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社ケアネット徳洲会       | スマイル・ガーデンふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519-1 | 特定施設入居者生活介護 | 平成22. 11. 8 |

**山形県告示第935号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 田 中 清 次 | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子391番地 |

**山形県告示第936号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市江俣四丁目14番9から  
同 五丁目9番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年11月30日

**山形県告示第937号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市下東山地域及び山形市穂積地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年11月15日から平成23年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（地形図作成）

**山形県告示第938号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字谷柏地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年7月20日から同年11月9日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（水準測量）

**山形県告示第939号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 都市計画の種類及び名称
  - 種 類 鶴岡都市計画道路
  - 名 称 3・6・1号道形黄金線
- 都市計画を変更した土地の区域
  - 追加する部分 鶴岡市泉町、若葉町及び馬場町地内
  - 削除する部分 なし
- 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第940号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 都市計画の種類及び名称
  - 種 類 長井都市計画道路
  - 名 称 3・4・1号長井駅海田線及び3・4・10号桐町成田線
- 都市計画を変更した土地の区域
  - 追加する部分 長井市本町一丁目及び栄町地内
  - 削除する部分 なし
- 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

**山形県告示第941号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成22年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有村総建第122号
- 指定の場所 東根市さくらんぼ駅前二丁目12-17
- 道路の現況 幅員6.00メートル  
延長15.69メートル
- 指定年月日 平成22年11月17日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第70号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                  | 届出年月日          |
|--------------------|--------|----------|-----------------------------|----------------|
| 山田ひかる後援会           | 山田 輝   | 山田 有希子   | 尾花沢市若葉町2-1-10               | 平成<br>22. 6. 1 |
| 庄司きよた後援会           | 佐々木 正美 | 工藤 伸行    | 北村山郡大石田町大字大石田丙<br>53番地      | 同<br>9. 24     |
| 柴田まさあき後援会          | 柴田 雅章  | 齋藤 啓一    | 山形市南栄町3-7-36 サン<br>ライズ幸輪C号室 | 同<br>10. 1     |
| 渋江朋博後援会            | 渋江 朋博  | 渋江 晴佳    | 山形市あさひ町24-2                 | 同              |
| 日本一のまちづくりを考<br>える会 | 長瀬 洋一  | 笹金 征夫    | 北村山郡大石田町海谷1105-63           | 同<br>10. 18    |
| 大類よしひこ後援会          | 菅野 廣   | 庄司 真理子   | 尾花沢市禁町2-1-12                | 同<br>10. 19    |
| 廣 政 會              | 植野 進也  | 森下 康弘    | 米沢市花沢町1丁目2の10の7             | 同<br>10. 25    |

## 山形県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成22年11月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 内 容               |                       | 届出年月日           |
|------------|------------|-------------------|-----------------------|-----------------|
|            |            | 新                 | 旧                     |                 |
| 自由民主党鮭川村支部 | 主たる事務所の所在地 | 最上郡鮭川村大字川口<br>312 | 最上郡鮭川村大字佐渡<br>2167番の1 | 平成<br>22. 3. 29 |
|            | 代表者の氏名     | 横山 小一郎            | 高橋 和雄                 |                 |
|            | 会計責任者の氏名   | 黒坂 一昌             | 矢口 敏行                 |                 |
| 自由民主党藤島支部  | 会計責任者の氏名   | 齋藤 久              | 齋藤 貢一                 | 同<br>10. 8      |
| 自由民主党八幡支部  | 会計責任者の氏名   | 荒生 令悦             | 本多 茂                  | 同<br>10. 20     |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 異動事項     | 内 容    |        | 届出年月日           |
|----------|----------|--------|--------|-----------------|
|          |          | 新      | 旧      |                 |
| こじま卓二後援会 | 代表者の氏名   | 大山 孝次郎 | 齋藤 周次  | 平成<br>22. 9. 17 |
| 富樫幸宏後援会  | 会計責任者の氏名 | 富樫 典子  | 富樫 吾典  | 同<br>9. 28      |
| 小松原俊後援会  | 代表者の氏名   | 小松原 与八 | 小松原 昇一 | 同<br>10. 4      |

|                 |                 |         |           |             |
|-----------------|-----------------|---------|-----------|-------------|
| 岸 宏 一 後 援 会     | 代 表 者 の 氏 名     | 山 田 正 博 | 紺 野 貞 郎   | 同<br>10. 6  |
|                 | 会 計 責 任 者 の 氏 名 | 結 城 京 子 | 山 田 正 博   |             |
| お お つ 保 信 後 援 会 | 代 表 者 の 氏 名     | 原 富 士 雄 | 西 塔 恒 義   | 同<br>10. 8  |
| 齋 藤 久 後 援 会     | 代 表 者 の 氏 名     | 押 井 虎 雄 | 小 野 寺 清 吾 | 同           |
|                 | 会 計 責 任 者 の 氏 名 | 齋 藤 年 美 | 浅 賀 隆     |             |
| 渡 部 秀 勝 後 援 会   | 代 表 者 の 氏 名     | 八 鍬 良 一 | 八 鍬 修     | 同<br>10. 20 |

### 山形県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年11月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称   | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日   |
|-----------------|-------------|-------------|
| 全国社会保険推進連盟山形県支部 | 室 谷 武 男     | 平成22. 9. 22 |
| 明日の南陽を築くみんなの会   | 荒 井 幸 村     | 平成22. 9. 26 |
| あらい幸昭と中川みんなの会   | 荒 井 幸 村     | 平成22. 9. 26 |
| あらい幸昭とみんなの会     | 荒 井 幸 昭     | 平成22. 9. 26 |
| あらい幸昭と金山みんなの会   | 高 橋 忠 雄     | 平成22. 9. 29 |

### 山形県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成22年11月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 | 届出年月日          |
|--------|----------|-----------|---------------|--------|----------------|
| 山 田 輝  | 尾花沢市議会議員 | 山田ひかる後援会  | 尾花沢市若葉町2-1-10 | 山 田 輝  | 平成<br>22. 6. 1 |

## 山形県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成22年11月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称   | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定取消年月日     |
|------------------------|-------|-------------|------------|--------|-------------|
| 荒井 幸 昭                 | 南陽市長  | あらい幸昭とみんなの会 | 南陽市川樋1764  | 荒井 幸 昭 | 平成22. 9. 26 |

## 人事委員会関係

### 告 示

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年11月30日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第78条第4項第4号中「及び休日等」を「、職員の勤務時間に関する条例第4条の2第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第6条の2第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日（次号において「代休時間指定日」という。）及び休日等」に改め、同項第5号中「及び休日等」を「、代休時間指定日及び休日等」に改め、同条第5項第1号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の130（特定幹部職員にあつては、100分の170）」を削る。

第100条第4項に次の1号を加える。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第6条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の」とする。

第100条の2第4項に次の1号を加える。

(5) 条例第13条の3第2項に規定する異動等の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 第3項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成22年改正条例第6条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の」とする。

別表第7のりの表2級の欄中

|    |
|----|
| 74 |
| 75 |
| 76 |
| 77 |
| 77 |
| 78 |
| 78 |
| 79 |
| 79 |
| 80 |

を

|    |
|----|
| 73 |
| 74 |
| 74 |
| 75 |
| 75 |
| 76 |
| 76 |
| 77 |
| 78 |
| 79 |

に、

|    |
|----|
| 82 |
| 82 |
| 82 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |
| 85 |
| 85 |
| 85 |
| 85 |
| 86 |
| 86 |
| 86 |
| 86 |
| 87 |
| 87 |
| 87 |
| 87 |
| 88 |

を

|    |
|----|
| 81 |
| 82 |
| 82 |
| 82 |
| 82 |
| 82 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |
| 85 |
| 85 |
| 85 |
| 86 |
| 86 |
| 86 |
| 87 |
| 87 |
| 87 |
| 87 |

に改める。

別表第9第11項調整数の欄及び第12項調整数の欄中「1.5」を「1.25」に改める。

別表第9の2のイの表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、同別表ロの表中「11,600円」を「11,500円」に改め、同別表ニの表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改め、同別表ヘの表中「11,700円」を「11,600円」に、「14,600円」を「14,500円」に改め、同別表チの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、同別表リの表中「10,400円」を「10,300円」に改める。

別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2

義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

| 職員の<br>区分 | 職務の級    |         | 1 級   | 2 級   | 特 2 級 | 3 級   | 4 級   |
|-----------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 号 給     |         |       |       |       |       |       |
|           |         |         | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     |
|           | 1号給から   | 4号給まで   | 2,000 | 2,100 | 3,500 | 4,200 | 6,800 |
|           | 5号給から   | 8号給まで   | 2,000 | 2,300 | 3,700 | 4,400 | 6,900 |
|           | 9号給から   | 12号給まで  | 2,100 | 2,400 | 3,800 | 4,500 | 7,100 |
|           | 13号給から  | 16号給まで  | 2,200 | 2,500 | 4,000 | 4,900 | 7,200 |
|           | 17号給から  | 20号給まで  | 2,300 | 2,600 | 4,300 | 5,100 | 7,400 |
| 再<br>任    | 21号給から  | 24号給まで  | 2,400 | 2,800 | 4,500 | 5,200 | 7,500 |
|           | 25号給から  | 28号給まで  | 2,600 | 2,900 | 4,700 | 5,400 | 7,600 |
|           | 29号給から  | 32号給まで  | 2,700 | 3,000 | 4,900 | 5,500 | 7,700 |
|           | 33号給から  | 36号給まで  | 2,800 | 3,200 | 5,100 | 5,700 | 7,900 |
|           | 37号給から  | 40号給まで  | 2,900 | 3,300 | 5,300 | 5,900 | 8,000 |
| 用<br>職    | 41号給から  | 44号給まで  | 3,100 | 3,500 | 5,400 | 6,000 |       |
|           | 45号給から  | 48号給まで  | 3,200 | 3,700 | 5,600 | 6,100 |       |
|           | 49号給から  | 52号給まで  | 3,300 | 3,800 | 5,700 | 6,300 |       |
|           | 53号給から  | 56号給まで  | 3,400 | 4,100 | 5,800 | 6,400 |       |
|           | 57号給から  | 60号給まで  | 3,500 | 4,300 | 6,000 | 6,600 |       |
| 員<br>以    | 61号給から  | 64号給まで  | 3,600 | 4,500 | 6,100 | 6,800 |       |
|           | 65号給から  | 68号給まで  | 3,700 | 4,800 | 6,300 | 6,900 |       |
|           | 69号給から  | 72号給まで  | 3,800 | 4,900 | 6,400 | 7,000 |       |
|           | 73号給から  | 76号給まで  | 3,900 | 5,100 | 6,500 | 7,100 |       |
|           | 77号給から  | 80号給まで  | 4,000 | 5,300 | 6,700 | 7,200 |       |
| 外<br>の    | 81号給から  | 84号給まで  | 4,100 | 5,400 | 6,800 | 7,300 |       |
|           | 85号給から  | 88号給まで  | 4,100 | 5,500 | 6,900 | 7,400 |       |
|           | 89号給から  | 92号給まで  | 4,200 | 5,600 | 6,900 | 7,500 |       |
|           | 93号給から  | 96号給まで  | 4,300 | 5,800 | 7,000 | 7,500 |       |
|           | 97号給から  | 100号給まで | 4,400 | 5,900 | 7,200 |       |       |
| 職<br>員    | 101号給から | 104号給まで | 4,400 | 6,100 | 7,200 |       |       |
|           | 105号給から | 108号給まで | 4,500 | 6,200 | 7,200 |       |       |
|           | 109号給から | 112号給まで | 4,500 | 6,300 | 7,300 |       |       |
|           | 113号給から | 116号給まで | 4,600 | 6,400 |       |       |       |
|           | 117号給から | 120号給まで | 4,700 | 6,500 |       |       |       |
|           | 121号給から | 124号給まで | 4,700 | 6,600 |       |       |       |
|           | 125号給から | 128号給まで | 4,800 | 6,700 |       |       |       |
|           | 129号給から | 132号給まで |       | 6,800 |       |       |       |
|           | 133号給から | 136号給まで |       | 6,900 |       |       |       |
|           | 137号給から | 140号給まで |       | 6,900 |       |       |       |

|           |                             |                    |       |                         |       |       |       |
|-----------|-----------------------------|--------------------|-------|-------------------------|-------|-------|-------|
|           | 141号給から<br>145号給から<br>149号給 | 144号給まで<br>148号給まで |       | 6,900<br>7,000<br>7,100 |       |       |       |
| 再任用<br>職員 |                             |                    | 3,200 | 3,800                   | 4,500 | 5,100 | 6,400 |

## ロ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

| 職員の<br>区分 | 職務の級    |         | 1 級   | 2 級   | 3 級   | 4 級   |
|-----------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
|           | 号       | 給       |       |       |       |       |
|           |         |         | 円     | 円     | 円     | 円     |
|           | 1号給から   | 4号給まで   | 2,000 | 2,500 | 5,100 | 6,800 |
|           | 5号給から   | 8号給まで   | 2,000 | 2,600 | 5,200 | 6,900 |
|           | 9号給から   | 12号給まで  | 2,100 | 2,800 | 5,400 | 7,100 |
|           | 13号給から  | 16号給まで  | 2,200 | 2,900 | 5,500 | 7,200 |
|           | 17号給から  | 20号給まで  | 2,300 | 3,000 | 5,700 | 7,400 |
| 再<br>任    | 21号給から  | 24号給まで  | 2,400 | 3,200 | 5,900 | 7,500 |
|           | 25号給から  | 28号給まで  | 2,600 | 3,300 | 6,000 | 7,600 |
|           | 29号給から  | 32号給まで  | 2,700 | 3,500 | 6,100 | 7,700 |
|           | 33号給から  | 36号給まで  | 2,800 | 3,700 | 6,300 | 7,900 |
|           | 37号給から  | 40号給まで  | 2,900 | 3,800 | 6,400 | 8,000 |
| 用<br>職    | 41号給から  | 44号給まで  | 3,100 | 4,100 | 6,600 |       |
|           | 45号給から  | 48号給まで  | 3,200 | 4,300 | 6,800 |       |
|           | 49号給から  | 52号給まで  | 3,300 | 4,500 | 6,900 |       |
|           | 53号給から  | 56号給まで  | 3,400 | 4,800 | 7,000 |       |
|           | 57号給から  | 60号給まで  | 3,500 | 4,900 | 7,100 |       |
| 員<br>以    | 61号給から  | 64号給まで  | 3,600 | 5,100 | 7,200 |       |
|           | 65号給から  | 68号給まで  | 3,700 | 5,300 | 7,300 |       |
|           | 69号給から  | 72号給まで  | 3,800 | 5,400 | 7,400 |       |
|           | 73号給から  | 76号給まで  | 3,900 | 5,500 | 7,500 |       |
|           | 77号給から  | 80号給まで  | 4,000 | 5,600 | 7,500 |       |
| 外<br>の    | 81号給から  | 84号給まで  | 4,100 | 5,800 |       |       |
|           | 85号給から  | 88号給まで  | 4,100 | 5,900 |       |       |
|           | 89号給から  | 92号給まで  | 4,200 | 6,100 |       |       |
|           | 93号給から  | 96号給まで  | 4,300 | 6,200 |       |       |
|           | 97号給から  | 100号給まで | 4,400 | 6,300 |       |       |
| 職<br>員    | 101号給から | 104号給まで | 4,400 | 6,400 |       |       |
|           | 105号給から | 108号給まで | 4,500 | 6,500 |       |       |
|           | 109号給から | 112号給まで | 4,500 | 6,600 |       |       |
|           | 113号給から | 116号給まで | 4,600 | 6,700 |       |       |
|           | 117号給から | 120号給まで | 4,700 | 6,800 |       |       |
|           | 121号給から | 124号給まで | 4,700 | 6,900 |       |       |
|           | 125号給から | 128号給まで | 4,800 | 6,900 |       |       |
|           | 129号給から | 132号給まで | 4,900 | 6,900 |       |       |

|           |                                        |                               |                                  |                |       |       |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------|-------|-------|
|           | 133号給から<br>137号給から                     | 136号給まで<br>140号給まで            | 4,900<br>4,900                   | 7,000<br>7,100 |       |       |
|           | 141号給から<br>145号給から<br>149号給から<br>153号給 | 144号給まで<br>148号給まで<br>152号給まで | 5,000<br>5,100<br>5,100<br>5,100 |                |       |       |
| 再任用<br>職員 |                                        |                               | 3,200                            | 3,800          | 5,100 | 6,400 |

附則第13項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(55歳を超える職員の給与の減額支給等)」を付し、同項を次のように改める。

13 次の各号に掲げる場合の山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。以下「平成22年改正条例」という。）第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）附則第18項の減ずる額の計算は、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 月の初日以外の日において、改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員となった場合又は当該職員でなくなった場合 改正後の条例附則第18項の適用を受ける期間について同項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の額を算出するにあつては、給料の日割計算の方法に準じて算出する。
- (2) 月の初日以外の日において、改正後の条例附則第18項の規定の適用により給与が減ぜられて支給される職員の給料月額に異動があつた場合 当該月の初日から給料月額に異動があつた日の前日までの期間及び給料月額に異動があつた日以後の期間についてそれぞれ同項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の額を算出するにあつては、給料の日割計算の方法に準じて算出し、これらを合算する。

附則に次の5項を加える。

14 改正後の条例附則第18項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に支給する第65条の2第1項の規定による管理職手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により得られる額に100分の98.5を乗じて得た額とする。

15 改正後の条例附則第18項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する次に掲げる給与の額は、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。ただし、各号に掲げる給与について、当該職員が山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成22年4月1日）附則第2項、第3項、第4項若しくは第5項の適用を受ける場合又は第2号に掲げる給与について、当該職員の条例第13条の3第2項の異動等の日（以下「異動等の日」という。）が平成22年4月1日前となつた場合若しくは当該職員の異動等の日においてその者に改正後の条例附則第18項の規定が適用されない場合（異動等の日が平成22年4月1日以後となる場合であつて、改正後の条例の施行日前に当たる場合にあつては、異動等の日に改正後の条例が施行されたとした場合に、同日にその者に改正後の条例附則第18項の規定が適用されない場合）にあつては、当該各号に定める額に相当する額は減じない。

- (1) 特地勤務手当 第100条第3項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日（以下「特地公署勤務等の日」という。）に受けていた給料月額（第100条第4項各号又は第5項各号に掲げる職員にあつては、当該各号による給料月額）の2分の1に相当する額と現に受ける給料月額の2分の1に相当する額を合算した額（特地公署勤務等の日が平成22年4月1日前となつた場合又は特地公署勤務等の日においてその者に改正後の条例附則第18項の規定が適用されない場合（特地公署勤務等の日が平成22年4月1日以後となる場合であつて、改正後の条例の施行日前に当たる場合にあつては、特地公署勤務等の日に改正後の条例が施行されたとした場合に、同日にその者に改正後の条例附則第18項の規定が適用されない場合。以下「特地公署勤務等の日に減額措置の対象とならない場合」という。）は、現に受ける給料月額の2分の1に相当する額）に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額

イ 特地公署勤務等の日に受けていた給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額）に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の同日に属する職務の級における最低の号給の給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号の規定を適用した場合に得られる額、

第100条第5項第1号及び第3号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額に達しない場合（以下「特地公署勤務等の日に最低号給に達しない場合」という。）において、現に受ける給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、その者の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等である者にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）に達しない場合（以下「現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合」という。） 特地公署勤務等の日に受けていた給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額、同条第5項第1号に掲げる職員にあつては、当該額を同日における算出率で除して得た額、同項第2号に掲げる職員にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額、同項第3号に掲げる職員にあつては、当該額を同日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額。以下「特地公署勤務等の日に受けていた給料月額」という。）から当該職員の同日に属する職務の級における最低の号給の給料月額（第100条第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号の規定を適用した場合に得られる額、同条第5項第1号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額を同日における算出率で除して得た額、同項第2号に掲げる職員にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額、同項第3号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額を同日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額。以下「特地公署勤務等の日に属する職務の級における最低号給の給料月額」という。）を減じた額の2分の1に相当する額と現に受ける給料月額からその者の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等である者にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額。以下「現に属する職務の級における最低号給の給料月額」という。）を減じた額の2分の1に相当する額を合算した額に対する特地勤務手当の月額（特地公署勤務等の日に減額措置の対象とならない場合は、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額）

- ロ 特地公署勤務等の日に最低号給に達しない場合において、現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合以外の場合 特地公署勤務等の日に受けていた給料月額から特地公署勤務等の日に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額と現に受ける給料月額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額を合算した額（特地公署勤務等の日に減額措置の対象とならない場合は、現に受ける給料月額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額）
- ハ 特地公署勤務等の日に最低号給に達しない場合以外の場合において、現に受ける給料月額が最低号給に達しない場合 特地公署勤務等の日に受けていた給料月額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額と現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額を合算した額（特地公署勤務等の日に減額措置の対象とならない場合は、現に受ける給料月額から現に属する職務の級における最低号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額に対する特地勤務手当の月額）
- (2) 特地勤務手当に準ずる手当 異動等の日に受けていた給料月額（第100条の2第4項各号又は第5項各号に掲げる職員にあつては、当該各号による給料月額）に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（異動等の日に受けていた給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の同日に属する職務の級における最低の号給の給料月額（第100条の2第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号の規定を適用した場合に得られる額、同条第5項第1号及び第3号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額）に達しない場合にあつては、異動等の日に受けていた給料月額（第100条の2第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号による給料月額、同条第5項第1号に掲げる職員にあつては、当該額を同日における算出率で除して得た額、同項第2号に掲げる職員にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額、同項第3号に掲げる職員にあつては、当該額を同日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額）からその者の同日に属する職務の級における最低の号給の給料月額（第100条の2第4項各号に掲げる職員にあつては、同項各号の規定を適用した場合に得られる額、同条第5項第1号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額を同日における算出率で除して得た額、同項第2号に掲げる職員にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額、同項第3号に掲げる職員にあつては、当該額に同日における算出率を乗じて得た額を同日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額）を減じた額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額）
- (3) へき地手当 給料月額に対するへき地手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等であ

る者にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）に達しない場合（以下この項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、給料月額からその者の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等である者にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）を減じた額（以下この項において「給料月額減額基礎額」という。）に対するへき地手当の月額）

(4) へき地手当に準ずる手当 給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額）

16 改正後の条例附則第18項の規定が適用される間、第100条第3項及び第5項並びに第100条の2第3項及び第5項の規定の適用については、当該各項中「受けていた給料」とあるのは「受けていた給料（給料月額にあつては、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）附則第18項の適用がないものとする。）」と、「現に受ける給料」とあるのは「現に受ける給料（給料月額にあつては、改正後の条例附則第18項の適用がないものとする。）」とし、前項の規定の適用については、「受けていた給料月額」とあるのは「改正後の条例附則第18項の適用がないものとした場合に受けていたこととなる給料月額」と、「現に受ける給料月額」とあるのは「改正後の条例附則第18項の適用がないものとした場合に現に受けることとなる給料月額」と、「現に受ける給料に」とあるのは「現に受けることとなる給料（給料月額にあつては、改正後の条例附則第18項の適用がないものとする。）に」とする。

17 改正後の条例附則第18項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第73条第1項第1号の規定により割合を乗じられる額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、改正後の条例附則第18項第4号並びに平成22年改正条例第3条の規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「改正後の特勤条例」という。）附則第3項及び第4項の規定の適用を受けた同条例第8条の2第2項、第12条の3第2項及び第12条の4第2項並びに附則第15項各号の規定により減じられる額に相当する額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第72条の3に規定する時間を減じたもので除して得た額に相当する額を減じた額とする。

18 改正後の条例附則第18項並びに改正後の特勤条例附則第3項及び第4項の規定の適用を受けた同条例第8条の2第2項、第12条の3第2項及び第12条の4第2項により給与が減額して支給する場合並びに附則第14項の規定及び改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成22年11月30日）第3条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成19年4月1日）附則第2項の規定により管理職手当を支給する場合並びに附則第15項の規定の適用を受ける場合においては、その過程等を明確に行うとともに、その内容を適切に把握し、職員に対してできる限り明らかにするものとする。

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第70条の4を次のように改める。

第70条の4 削除

第78条第5項第2号中「6月に支給する場合においては100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の70）、12月に支給する場合においては100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）」を「100分の60（特定幹部職員にあつては、100分の80）」に改める。

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成19年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）」を「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）」に、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」を「当該各号に定める割合を乗じて得た額（条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」に改める。

附則第3項中「99.76/100を乗じて得た額」を「100分の99.59を乗じて得た額、当該職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額」に改める。

附 則

（施行日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（昭和32年9月1日。以下「規則5-1」という。）別表第9及び別表第15の2の改正規定は平成23年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。  
（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、職員、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者又は人事委員会が別に定める場合に該当した者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。
  - (1) 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける職員
  - (2) 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける職員
  - (3) 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の適用を受ける職員
  - (4) 国及び他の地方公共団体の公務員
  - (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
  - (6) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員
  - (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
  - (8) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者
  - (9) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- 3 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる場合に応じ、次に定める日とする。
  - (1) 平成22年4月2日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合及び人事委員会が別に定める場合における当該日を除く。）がある場合 当該日のうち最も遅い日以降の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった日のうち最も早い日
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 平成22年4月2日から基準日までの期間において減額改定対象職員となった日のうち最も早い日
- 4 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
  - (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、第2項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号及び第8項において「企業局職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間（次項において「企業局職員等期間」という。）を除く。）
  - (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）第2条若しくは第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、自己啓発等休業期間（法第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第2条第1項の規定により

派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

(3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしていた期間及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をしていた期間

(5) 育児休業法第19条第2項、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第3項若しくは山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第16条の2第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）又は法第26条の2第3項の規定により給与を減額された期間

(6) 条例第14条の規定により給与を減額された期間

(7) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

5 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

(2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第6号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（企業局職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.13を乗じて得た額（第9項において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの

6 改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成22年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から基準日までの期間引き続き在職した職員（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の条例第20条第1項後段又は第21条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

7 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

8 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

9 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

10 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置）

11 施行日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則5－35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委員 長 安 孫 子 俊 彦

第4条第1項中「99.76/100を乗じて得た額」を「100分の99.59を乗じて得た額、当該職員以外の職員（医療職給料表(1)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「差額に相当する額」を「差額に相当する額（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年11月県条例第39号）第1条の規定による改正後の条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「条例附則第18項による減額対象職員」という。）にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」に改め、同項第5号口中「給料月額」を「給料月額に相当する額」に改め、同条第2項中「差額に相当する額」を「差額に相当する額（条例附則第18項による減額対象職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」に改める。

第5条第1項中「99.76/100を乗じて得た額」を「100分の99.59を乗じて得た額、当該職員以外の職員（医療職給料表(1)又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「差額に相当する額」を「差額に相当する額（条例附則第18項による減額対象職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から、平成22年8月6日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成22年11月30日

山形県監査委員 野 川 政 文  
山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関  | 指 摘 事 項                | 措 置 の 内 容                                                                                  |
|---------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形空港事務所 | 設計・積算が適切でないものがある。      | 契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、設計事務担当と経理事務担当の連携を密にする等、複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。        |
| 農業大学校   | 収入の調定が適切でないものがある。      | 収入事務の執行にあたっては、関係法令等に基づいた調定を行うとともに、職員相互でチェックする体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。                      |
| 農業大学校   | 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。 | 旅費支出にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による出張管理の確認や定期的に事務処理期限を設ける等、適正な事務処理が図られるよう、各種研修会等を通じ注意を喚起します。 |
| 農業大学校   | 補助金の交付事務が適切でないものがある。   | 補助金事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、補助金事務処理進行管理の複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。                  |

|                   |                            |                                                                                      |
|-------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業大学校             | 財産の管理が適切でないものがある。          | 財産の管理にあたっては、事務手続の執行状況を職員相互でチェックする体制を強化し、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。                  |
| 置賜事務所、村山事務所、鶴岡事務所 | 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。 | 予算の執行にあたっては、物品等の適切な在庫管理を行うとともに、執行見込みに基づいた購入により、計画的・効率的な予算執行が図られるよう、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 新庄病院              | 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。 | 今後の事務にあたっては、在庫管理を適切に行ったうえ、実使用額を考慮し計画的・効率的に予算を執行するよう徹底してまいります。                        |

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあつせん員候補者は、次のとおりとする。

平成22年11月30日

山 形 県 労 働 委 員 会

会 長 濱 田 宗 一

氏 名 関 歴

- 濱 田 宗 一 山形県労働委員会会長、弁護士
- 立 松 潔 山形県労働委員会委員、山形大学教授
- 高 橋 和 山形県労働委員会委員、山形大学教授
- 浜 田 敏 山形県労働委員会委員、弁護士
- 伊 藤 庄 一 山形県労働委員会委員
- 富 樫 洋 子 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長
- 神 尾 浩 司 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長
- 岡 田 新 一 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長
- 大 泉 敏 男 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会会長
- 細 谷 眞 山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長
- 鈴 木 合 子 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役
- 長 岡 喬 山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事
- 井 上 敬 三 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長
- 元 木 清 行 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長
- 菅 原 一 浩 山形県労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事
- 三 澤 俊 昭 山形県労働委員会事務局長
- 佐 藤 清 夫 山形県労働委員会事務局審査調整課長

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行 誤 正

平成22. 4. 1 号外(14) 7 下から4

誤

|          |              |     |
|----------|--------------|-----|
| 職員育成センター | 所 長<br>副 所 長 | 4 種 |
|----------|--------------|-----|

正

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 職員育成センター | 所 長   | 1 種 |
|          | 副 所 長 | 4 種 |

平成22年11月30日印刷  
平成22年11月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056